

肺炎球菌ワクチンの定期接種化と本市の対応について

予防接種法施行令改正により、平成 26 年 10 月 1 日から、高齢者及び特定の障害のある方を対象に、肺炎の罹患や重症化の予防が期待できる成人用肺炎球菌ワクチン予防接種が定期接種として開始されます。また、そのことに伴い、平成 22 年 10 月より重度の内部機能障害者を対象に実施してきた肺炎球菌ワクチン接種助成事業（任意接種）の見直しを行います。

1 成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種について

(1) 対象者

市内に住民登録がある以下の方

ア	【平成 26 年度～平成 30 年度】 各年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる方 (平成 26 年度のみ 101 歳以上となる方も対象) <hr/> 【平成 31 年度以降】 65 歳の方
イ	60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能のいずれかに 1 級相当の障害のある方

※ 平成 26 年度の対象者：約 20 万人

※ すでに肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は対象外

(2) 開始時期

26 年 10 月 1 日

(3) 接種方法

ア 定期接種の対象年齢の方に予診票を送付

イ 費用（自己負担額）：3,000 円（生活保護受給者、市民税非課税世帯、中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方は自己負担免除）

【参考】平成 26 年 10 月 1 日から、乳幼児の水痘（水ぼうそう）も定期予防接種となります。

2 身体障害者への肺炎球菌ワクチンの任意接種の見直しについて

成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者と重複する要件の整理を行い、併せてかねてより障害者団体から要望のあった対象者の拡大を行います。

(1) 従来との変更点

ア 定期接種の対象となる 2 歳から 5 歳までの方及び 65 歳以上の方を除く

イ 定期接種の対象となる上記「1（1）イ」に該当する方を除く

ウ 該当する障害の身体障害者手帳「1 級」の方から、「1 級から 4 級まで」の方に拡大

※ 該当する障害に、5 級から 7 級はありません。

(2) 対象者

市内に住所を有する以下の方

ア	満 5 歳以上 60 歳未満で、身体障害者手帳を有し、心臓、腎臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓のいずれかの機能の障害に該当する方
イ	満 60 歳以上 65 歳未満で、身体障害者手帳を有し、 (ア) ぼうこう若しくは直腸、小腸、肝臓のいずれかの機能の障害に該当する方 (イ) 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫のいずれかの機能の障害に該当する方のうち 2 級から 4 級までに該当する方

(3) 接種方法

ア 新規対象者にクーポン券を送付（平成 26 年度の対象者 約 3,300 人予定）

※ 医師の判断により再接種を希望される方は要申請

イ 費用（助成額）：3,000 円

※ 自己負担額は医療機関によって異なります。

3 対象者への周知方法

(1) 定期接種対象者には予診票を、新規の任意接種対象者にはクーポン券を送付（9 月下旬）

(2) 定期接種対象者について、「広報よこはま 10 月号 はま情報」にて周知予定（10 月初旬）

(3) 本市ホームページへの掲載

参考

1 これまで

対象者 対象年齢等	右記以外の者	心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能 又はヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能に障害を有する者		ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の いずれかの機能の障害について 身体障害者手帳を有する者			
		1級相当の者	2～4級の者	1級相当の者	2～4級の者		
2歳～60歳	/	身体障害者への 肺炎球菌 ワクチン	/	身体障害者への 肺炎球菌 ワクチン	/		
60歳以上～ 65歳未満							
65歳						任意接種	任意接種
66歳以上							

2 平成 26 年 10 月 1 日以降

対象者 対象年齢等	右記以外の者	心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能 又はヒト免疫不全ウイルスによる 免疫の機能に障害を有する者		ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓の いずれかの機能の障害について 身体障害者手帳を有する者	
		1級相当の者	2～4級の者	1級相当の者	2～4級の者
5歳～60歳	/	身体障害者への肺炎球菌ワクチン			
60歳以上～ 65歳未満		成人用肺炎 球菌ワクチン 定期接種	任意接種		
65歳	成人用肺炎球菌ワクチン 定期接種 経過措置終了後の平成31年度より実施。				
66歳以上	平成26年度から平成30年度までの間は、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、 85歳、90歳、95歳、100歳になる者を対象とする。 平成26年度は、平成26年度101歳以上となる者を対象とする。				

※2 歳から 5 歳までは、平成 25 年 4 月 1 日から小児用肺炎球菌ワクチン定期接種の対象となっています。